

平成27年第7回 飯塚市議会会議録第6号

平成27年12月18日（金曜日） 午前10時21分開議

○議事日程

日程第15日 12月18日（金曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 3 議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
- 5 議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- 6 議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 7 議案第160号 財産の譲渡（畝割集会所建物）
- 8 議案第161号 財産の譲渡（潤野下区集会所建物）
- 9 議案第162号 財産の譲渡（楽市川西集会所敷地）
- 10 議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第134号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第136号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 5 議案第159号 契約の締結（（仮称）子育てプラザ建設工事）
- 6 議案第164号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）
- 7 議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）
- 8 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例
- 4 議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）
- 5 議案第169号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）
- 6 請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願

第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）

- 7 議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 9 議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例
- 10 議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 11 議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例
- 12 議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 13 議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例
- 14 議案第163号 土地の取得
- 15 議案第166号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)
- 16 議案第167号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)
- 17 議案第168号 指定管理者の指定(庄内温泉筑豊ハイツ)
- 18 議案第170号 市道路線の廃止
- 19 議案第171号 市道路線の認定

第5 議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第172号 名誉市民の決定につき議会の同意を求めること

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第14号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例
- 4 議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第28号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第29号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第30号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

第8 署名議員の指名

第9 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していました「議案第133号」、「議案第147号」から「議案第150号」までの4件、「議案第158号」、「議案第160号」から「議案第162号」までの3件、及び「議案第173号」以上10件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番(城丸秀高)

総務委員会に付託を受けました議案10件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、債務負担行為、公有財産購入費、パークタウン潤野公園敷（土地開発公社委託分）が廃止となっている理由は何かということについては、当該土地は、平成9年に土地開発公社が福岡県より近隣公園用地として取得したものであるが、本年8月開催の公有財産有効利活用検討委員会において、行政財産として買い戻すことが決定したため、債務負担行為を廃止するものであるという答弁であります。

次に、児童措置費、私立保育所施設型給付費について、新制度に移行して保育所に入れない子どもが多数いると聞いているが、減額の理由と現状はどのようになっているのかということについては、今回の減額補正については、当初、新制度への移行により、0歳児、1歳児の申請がふえると見込んでいたが、保育士不足等の事情により入所できない子どももいるため減額するものである。なお、12月1日現在の待機児童は102名となっているという答弁であります。

この答弁を受けて、公立保育所の民営化により、今日の保育現場の厳しい状況が生まれていると考えられるため、保育の水準を維持するためにも、これ以上、公立保育所を減らすべきではないという意見が出されました。

次に、農業振興費、超急傾斜地調査委託料について、皆減されている理由は何かということについては、筑穂地域の急傾斜地について県の補助で調査を実施する予定にしていたが、現地調査ではなく等高線による図面上の調査で対応できるとの理由で、県の補助事業に該当しなかったため減額しているという答弁であります。

次に、幼稚園費、特別支援教育支援員等配置事業費、臨時職員賃金減額の理由は何かということについては、当初、特別支援教育支援員の配置を9名で予定していたが、6名で対応が可能となったため減額をしているという答弁であります。

この答弁を受けて、過重労働とならないよう引き続き支援員の確保に努めてほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案には、介護、保育など国の福祉を削減する路線に沿った補正となっていることや、個人番号など住民に新たな不安と混乱を持ち込む内容があるため反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、マイナンバーは、国民にとってメリットがほとんどなく、悪意のある者による攻撃によって不利益を受ける危険性などもある。また、国の責任による通知業務の混乱の中、平成28年1月1日からの施行は困難であると考えられるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、今回の条例改正には、法人番号、個人番号の記載が含まれているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第160号 財産の譲渡（畝割集会所建物）」及び「議案第161号 財産の譲渡（潤野下区集会所建物）」以上3件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補

足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、それぞれの自治会において、どのように同意を得たのかということについては、いずれの自治会においても平成25年11月以降、自治会長や役員等との協議を行い、潤野下区集会所については本年5月に、畝割集会所については本年7月に、自治会の総意として移譲に同意いただいたという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案3件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」及び「議案第162号 財産の譲渡（楽市川西集会所敷地）」、以上2件については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、激変緩和措置として現給保障期間は何年続くのかということについては、国においては3年とされているが、本市では3年後においても100名程度の現給保障者が想定される。今後の人事院勧告等の影響も不明であるので、期間については、今後検討を行うという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案については、現給保障はあるものの、給料が最大で4%、平均で2%切り下げられる内容であり、反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち議案第133号、第147号、第149号及び第173号に反対の立場から討論を行います。

議案第133号、一般会計補正予算案には一本木水路改良工事など、一部に住民要求に応えた補正が計上されています。全体としては、保育や介護など、福祉を削減する国の路線のもとで、保育労働者の待遇改善の独自施策もないまま、必要な人数を確保できないために100人を超える待機児童が発生し、また、介護労働者の待遇改善は実態に見合った改善が進まず、事業所も介護報酬基準が減額される中、要支援の方の介護保険外しが進められており、必要な人が、必要な介護サービスを受けられない状況がさらに広がろうとしています。今回補正には、こうした混乱を打開し、住民を国の悪政から守る姿勢が弱いうえに、個人番号など、住民に新たな不安と混乱を持ち込む内容があり、本案には賛成できません。

次に、第147号、飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案についてです。マイナンバーには、国民にとってメリットはほとんどないうえに、悪意のある者による攻撃によって、不利益を受ける危険性、市が、本人が同意していない場合の第三者に対する情報提供規定があります。そのうえ、国の責任による通知業務の混乱の中、平成28年1月1日からの施行は無理があります。

次に、第149号、飯塚市税条例等の一部を改正する条例についてです。飯塚市税条例の一部改正については、これまで条例に定めなかった市税の徴収猶予に関わる分割納付、または分割納入の方法、また換価の猶予の手続等を条例で定めることについては認めるものです。しかしな

がら、飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正において、新たに法人番号、マイナンバーの記入義務付けにかかわる内容があるのは認めることができません。よって、本案に同意することができません。

最後は、第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案です。これは、国家公務員の給与制度の総合的な見直しを参考に、市職員の給与を見直すものとされています。当分の間は、手当等の調整によって、現状水準を維持するが、3年後の段階で、100人程度の職員が大きな不利益を受ける可能性があるとの説明であります。官民格差の是正が理由に挙げられています。しかし、官民格差の是正で急がれるのは、民間賃金の引き下げの大きな要因となっている非正規雇用をふやす流れから、正規雇用を中心とした方向へ国の政策を改めることであります。民間労働者であれ、公務労働者であれ、人間らしく働き、人間らしく生きることができる働き方と賃金を確保する取り組みこそが急がれます。よって、国に追従した安易なやり方は認められないため、本案に反対であります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、「議案第160号 財産の譲渡（畝割集会所建物）」、「議案第161号 財産の譲渡（潤野下区集会所建物）」、及び「議案第162号 財産の譲渡（楽市川西集会所敷地）」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案5件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報

告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第134号」から「議案第136号」までの3件、「議案第152号」、「議案第159号」、「議案第164号」、「議案第174号」、及び「請願第3号」、以上8件を一括議題といたします。

厚生委員長長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番 (吉田健一)

厚生委員会に付託を受けました議案7件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第134号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、「議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第136号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、以上3件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中からマイナンバー制度の導入に伴い改正される本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第159号 契約の締結(仮称)子育てプラザ建設工事」につきましては、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、近年、本件と同様に、1者による入札や落札率100%での応札案件が続いているが、どのようなことが要因であるのかということについては、本年に入り、新庁舎の建設工事、幸袋小中一貫校の建設工事、穂波東小中一貫校の建設工事、菰田保育所新園舎建設工事、また市立病院の改築工事などの大型案件が集中しており、これらの案件は、市内業者に発注しているため、業者数に限りがあることから、1者による入札や高い落札率での応札が続いているものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、発注時期をずらすなどの方策を考えるべきではないのかということについては、現在、大型案件が集中していることにより、このような特例的な措置をとっているが、今後、できるだけ計画的な発注ができるように努めていきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、子育てプラザについては、将来を担う子どもたちが健やかに育つために必要な施設ではあるが、1者による入札を行うことには反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第164号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理者制度のあり方については、本市の「指定管理制度」は、「市民のさまざまなニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図る」ことを念頭に運用してきたが、平成15年に導入以来、10年以上が経過しており、課題も生じていることから「指定管理者制度の運用の見直し」が必要であると考えている。課題としては、各施設の目的・性質・業務内容等を勘案し、その施設に最も適合したと判断される「募集の方法」、「指定管理者の応募や資格要件に関する事項」及び「各施設における指定管理期間の妥当性」などが、主たる課題であると認識している。また、事務の取り扱いについても、改善すべき点があるため、できるだけ早急に、現行の運用について検証を行い、現状に適合した制度運用を図っていき

と考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」につきましては、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。

その質疑応答の主なものとして、今回、3団体で構成されたグループが指定管理者として選定されているが、その構成団体である体育協会及び水泳協会とはどのような団体なのかということについては、体育協会は、本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする任意団体であり、現在、市内25競技団体、12地区の体育振興会のほか、老人クラブや青年会議所等を加盟団体として活動をしている。また、水泳協会は、市内のスポーツ水泳を振興し、その健全な普及、発展、水難事故の防止、体育向上及びアマチュアスポーツ精神を養うことを目的とする任意団体で、体育協会の加盟団体であるという答弁であります。

この答弁を受けて、体育協会の加盟団体である水泳協会は、体育協会の内部組織ではないのかということについては、水泳協会は、体育協会の25の競技団体のうちの1つの団体であるが、これらの加盟団体は、それぞれ団体で規約や予算を持ち、独立して活動しており、今回の指定管理者への申請もそれぞれ独立した団体として提出されているものであるという答弁であります。

次に、指定管理者の申請時の資格審査はどのように行われたのかということについては、募集要項では、法律行為を行う能力のないものや破産者で復権を得ていないものなどは、指定を受けることができないものとしているが、今回の申請者は、それらには該当せず、応募資格はあるものと判断しているという答弁であります。

次に、申請されたそれぞれの団体の中に、重複して登録されている役員等がいる場合でも、指定管理者として申請をすることは可能なのかという問いについては、応募団体は必ずしも法人格を必要としないということになっており、今回の申請にあたっては、それぞれの企業、団体のほうで意思決定が行われたものと考えているため、申請は可能であると判断しているという答弁であります。

次に、今回市内の2者が応募され、結果として、3団体で構成されたグループが指定管理者として選定されているが、選定されなかった団体についても、本市の体育振興のためには、必要な団体であると考えているが、市としてどのような見解をもっているのかということについては、今回、応募された2者は、日ごろから本市の体育振興に尽力をされている方々や団体である。今後も、2者で協力して、本市の体育振興に努めてほしいと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、プールの運営等については、他の自治体でも事故が発生するような事例も起きており、このような施設は市の責任において運営を行っていくべきであるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します、討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長報告のうち議案第152号、議案第159号及び議案第174号に反対の立場から討論を行います。

「議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改定する条例」は、介護保険の徴収猶予及び

保険料の減免の手続きの書類に住所、氏名と併せて、特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーを記入させるものです。情報漏えいでプライバシーを奪う人権侵害や不正利用、なりすまし事件などが心配されています。多くの国民の皆さんの理解が得られていない中での、マイナンバー制度の導入には反対であり、認められません。

「議案第159号 契約の締結（（仮称）子育てプラザ建設工事）」は、街なか子育てひろばに代わる子育て支援の施設です。小さい子どもたちや、子育て中のお父さん、お母さんが安心して過ごせる施設をつくることには賛成です。しかし、この建設工事の入札は、条件付き一般競争入札で行われ、共同建設株式会社の1者入札、しかも予定価格での入札で、落札率は100%です。このような競争性が働かない1者入札は認められません。

次に、「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」は、飯塚市体育協会、水泳協会、飯塚スイミングスクールグループに管理を行わせるものです。健康の森公園の多目的広場を管理対象に加えることにより、わざわざ新たな団体をつくるなど、不可解な動きであり、納得できません。過去に他の自治体において、指定管理によるプールでの事故が発生したことがあります。本来、飯塚市が直営で運営してこそ安心して利用できるものであり、指定管理は認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第134号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第135号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第136号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第152号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第159号 契約の締結（（仮称）子育てプラザ建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第164号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいづか）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第174号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願」の委員

長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第142号」、「議案第143号」、「議案第153号」、「議案第165号」、「議案第169号」、及び「請願第4号」、以上6件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番(守光博正)

市民文教委員会に付託を受けました議案5件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」及び、「議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」、以上2件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第165号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理者制度の今後のあり方については、本市の「指定管理制度」は、「市民のさまざまなニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図る」ことを念頭に運用してきたが、平成15年に導入して以来、10年以上が経過しており、課題も生じていることから「指定管理者制度の運用の見直し」が必要であると考えている。課題としては、各施設の目的・性質・業務内容等を勘案し、その施設に最も適合したと判断される「募集の方法」、「指定管理者の応募や資格要件に関する事項」及び「各施設における指定管理期間の妥当性」などが、主たる課題であると認識している。また、事務の取り扱いについても、改善すべき点があるため、できる限り早急に、現行の運用について検証を行い、現状に適合した制度運用を図っていきたいと考えているという答弁であります。

次に、本施設を指定管理者により運営していた期間の評価は、どのようなものであったのかということについては、本施設は平成18年度から期間を5年間とし、2度の公募を行った。この間、市内の同じ団体が指定管理者であり、平成23年度に、飯塚市指定管理者評価委員会による外部評価が行われ、その総合評価は優良という評価であった。また毎年、担当課において行う内部評価においても、適正との評価であったという答弁であります。

この答弁を受けて、現指定管理者は評価が良好で、利用者からの満足度も高いと思われるということは、それは市内にも斎場の運営業務をきちんと遂行できる業者が存在するという認識なのかということについては、そのとおりであるという答弁であります。

次に、施設によっては、運営技術やノウハウを全国的に求めることが望ましいものもあると思うが、斎場について求めるものは、業務の正確さとよりよいサービスの提供の2点であるのは間違いはないかということについては、そのとおりであるという答弁であります。

次に、今回の指定を受けた団体と他の応募者の提案に大きな違いがあったのかということについては、他の応募者と提案に大差はなかったと認識しているという答弁であります。

次に、平成27年9月議会における、同様の指定管理者の指定に関する議案審議において、公募の際に地元の業者等で十分管理し得る施設については、地域要件を付すべきではないかという

趣旨の議論がなされていたが、今回の公募において考慮されなかったのかということについては、本件は、平成27年3月に過去2回の公募と同様の条件での募集要項を決定し、7月に公募を開始して、8月末には募集を締め切っており、事務スケジュール等により従前と同様の募集要項となったものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、採決を行った結果、本案については賛成者なしで、否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第169号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

本件全般についての質疑応答の主なものとして、今回の開発に伴う水害等の環境保全対策措置等については、科学的に有効だと判断できているのかということについては、林地開発許可申請の基準における水害対策としては、30年の確率で降る雨を想定して対応することが定められているが、今回は50年の確率で降る雨に対応するような調整池等の計画がなされており、基準に沿った計画であるものと判断しているという答弁であります。

この答弁を受けて、この開発区域には炭鉱跡の坑道があるとの話もあり、水害等の対策は調整池だけでは十分ではなく、土砂崩れ等の懸念もあるため、地質調査や土砂崩れ対策についても開発業者に申し入れてほしいという意見が出されました。

次に、周辺住民や市議会が、県にこの開発に反対する意思表示をした場合に、県の林地開発許可への判断に影響を及ぼすのかということについては、県に確認したところ、林地開発許可手続きにおいて関係市町村に意見を求めなければならないとなっているが、許可判断の参考とするにとどまり、法的に何らかの効力があるものではないとの回答を受けたという答弁であります。

次に、林地開発許可手続きに伴う市の意見書について、本委員会での質疑や要望などを反映して県に提出することはできるかということについては、市として、市民の安全を守るため環境保全機能等については十分な対策措置を講じてほしい旨の内容で準備を進めていたところだが、今回の審議内容についても意見書の中に反映することは可能であるという答弁であります。

この答弁を受けて、市の意見書に、住民の不安を払拭するため、開発業者には最大限の対策措置を講ずるよう県が指導すべきである旨の意見を反映してほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、本件については今後の森林審議会の審議内容等、県の動向に関する報告を受けながら慎重に審議を進めるべきであるという意見が出され、本件については継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

市民文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち議案第153号、議案第165号及び議案第169号に反対の立場から討論を行います。

「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」は、より危険なマイナンバーカードに誘導するものであります。現在、この住民基本台帳カードをお持ちの市民の方は8917人おられます。住基カードの廃止は、利用されていた方に新たな混乱を持ち込むものであり、認められません。

次に、「議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）」は、三重県四日市市にあるイー・ジェス・グループ有限責任事業組合に管理を行わせるものです。職員体制など、不明瞭なところもあり、委員会では全会一致で否決されたものであります。斎場については、飯塚市が直営で行うべきものであり、指定管理は認められません。

「議案第169号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」は、飯塚市の戸籍サーバーを共用のサーバーとし、システムの運用やデータを保存するなどの戸籍事務の管理及び執行に関する事務を、うきは市から受託するものです。ランニングコストの低減が図られるとのことですが、この情報にはマイナンバーが含まれることから、情報漏えいの危険性が高まるものであり、認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの市民文教委員長報告にありました、請願第4号について討論を行います。この請願は、白旗山を、山頂を含めて森林を大規模に開発する株式会社一条工務店のメガソーラー開発について、飯塚市議会において、開発中止を求める決議をすることを求めるものであります。十分な審査をするために、継続審査をしたいという市民文教委員長の報告は認めるものですが、この際、意見を述べておきたいと思います。

地元白旗山周辺には、幸袋8自治会、二瀬5自治会、13自治会加入者だけでも8700人が住まれています。ほぼ1万人が、この白旗山周辺で住み、働いていると思われるわけであり、この請願には賛同の署名が引き続き集まり、現在、自治会加入者だけでも8700人と申しましたけれども、その数字に向かって現在ふえ続けており、その中では、こんなに大きなものができるとは知らなかった。これまでも災害が心配だったが、こんな大きなものができたら土砂災害や水害が心配である。住民を守るために、市長や議員にぜひ頑張ってほしい。こういう意見が出されています。9月14日、事業計画書の提出、10月3日、31日、11月9日、この間に、市の自然環境保全条例に基づく手続きが進められ、住民説明会が行われております。15日には、既に住民の意見書に対する一条工務店の見解書が提出され、来週22日には、白旗山メガソーラー開発をテーマにする2回目の自然環境保全対策審議会が開催されます。福岡県に対する林地開発許可申請については、市長はきょう18日以降、県知事に対する意見書を提出、来週22日には、この飯塚市長意見書を踏まえた、県知事の諮問を審議する森林審議会が行われます。本日は、県議会最終日であり、地元の皆さんが提出した林地開発不許可を求める請願が県議会でも採決が行なわれる予定であります。

私は、請願書の趣旨にあるとおり、住民の皆さんが将来にわたって安全に安心して暮らせるように、市長と市議会は、それぞれの役割を發揮しなければならないと思います。齊藤市長は、既に6月定例会で、「知事には不許可を求めるという選択肢もあるのではないか」という私の質問に対し、「この行為が、非常に危険性が高いということであれば、やめていただきたいと言っていかなければならない」と答弁し、住民の皆さんの命を最優先する見解を示されました。市議会としても、住民の命を最優先するための役割を發揮するために、この請願審査を進めるに当たり、第1に、市議会として正式に現地調査を行うこと。第2に、地元住民の皆さんからご意見を伺う場をつくること、第3は、常任委員会、市民文教委員会の審査にあたっては、地元住民や開発業者、専門家をはじめ、関係者の参考人招致を行うこと。この3点を提案するものであります。自然環境保全条例に基づく住民の周囲は住宅地であり、降雨による災害が心配。下流側の住宅地に住む者にとっては生命、財産の問題である。これを保護するために計画を中止すべき。市長は、市民の生命、財産を守るために責任を全うしてほしい。こういう意見書に対して、一条工務店は15日に提出した見解書の中で、「弊社が見解を示すところではないと考えます」と、全く無責任な回答を書いています。また、最も不安の大きな調整池については、「調整池の設置について

は、ポーリング調査や資料調査を行っています。それらを検討し、必要があれば、工事施工の際、対策を考えていきます」との、これまた無責任な回答を書いているわけであります。

この調整池設置について、一条工務店は、福岡県の林地開発許可申請の手引き、これを唯一のよりどころにしているようですが、どのくらいの雨に持ちこたえられる調整池をつくるのか。福岡県の手引きが30年に1度の確率で降る大雨に対応できればよいとしているところを、この開発業者は、今回は50年に1度の確率で降る大雨にも対応できるように大型化するから大丈夫だと説明しているわけであります。しかし皆さん、これは確率の問題ですから、実際にはどの程度の降雨、雨量に対応できるか、一条工務店ですらも、住民説明会で説明できなかったのであります。つまり、飯塚市が過去に経験した大水害、例えば平成15年や平成21年の集中豪雨に対応できるとは限らないのであります。近年はそれを上回る大雨がいつ降るかわかりません。ですから、この調整池で大丈夫ということは絶対ないわけです。

第2に、調整池は大きければ大きいほど安全ということはありません。逆に大きいがゆえに、いざというときには危険が大きくなるということです。大雨によって調整池の能力を超えて、雨水が広範囲なところから大量に集中すると、大水がそのまま流れ出します。

第3は、特に二瀬側のB調整池のように、そういう水害の要因となる危険なものを多くの住民が暮らす住宅街の上流につくるのは無謀というほかありません。このような立地条件に調整池を設置するのは、水害対策の邪道と言わなければなりません。こうした立地条件を考慮しない調整池の設置計画は、福岡県の手引きが想定しているところではありません。ここには、東京電力福島第1原発事故を引き起こすに至ってつながる安全神話と共通する問題があります。

しかも、一条工務店が住民に明らかにせず、飯塚市担当部門にだけ示した調整池づくりの資料を見ると、この調整池の設置によって、開発前よりも流出量を抑制すると言いますが、一条工務店側が市と調整池の設置協議のために提出した資料によると、幸袋側のA調整池から計画的に流す水によっても、8ポイントで7カ所、二瀬側のB調整池からでは、8ポイントのうち5カ所が水害のおそれありと自分自身でチェックし、よく見ると、開発業者自身の調査資料によっても水害の程度が増大していくのがわかるわけであります。

もうひとつ深刻な問題を述べますと、計画地は、地下に坑道が無数にあり、炭鉱閉山時には、坑道に水を入れ、陥没を防いでいた、今後、保水能力が落ちれば、坑道の陥没が見られ、計画中の排水路が、側溝が崩壊する可能性があるが、絶対崩壊しない対策はあるのかとの住民の意見書に対し、一条工務店は炭鉱跡の被害、いわゆる鉱害とはどのようなものがあるのか。その対策については資料収集等を行っており、それらを検討し、必要があれば工事実施の際に対策を考えてまいりますという、のんびりとした見解であります。この二瀬側のB調整池の予定地には、元日鉄鉱業の用地があります。関係者にお尋ねしますと、周辺を売却した残りであり構造物はないとのことでしたが、昭和9年、日鉄が国の商工省から現物給付を受けて以来、その姿は変わっていません。売却の残りと考えるのは難しく、したがってここに地下構造物、坑道にかかわるものがなかったかどうか、その説明責任は開発業者、一条工務店にあるのであります。

最後に、市議会の請願採択、そして議決、決議がどの程度の力を持つのかについて、委員会では心配の声もありました。私は心配いらないと思います。福岡県に対しても、業者に対しても、全国でメガソーラーの乱開発に苦しむ住民に対しても、飯塚市長が意見書を述べ、そして監視機関としての飯塚市議会が、住民の生命と財産を守るために、将来にわたって守るために役割を果たす、これが第一ではないでしょうか。このことを訴えて、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

私は、ただいまの市民文教委員長の報告中、「議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）」について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、飯塚市斎場の管理運営を、三重県のイーグス・グループを指定管理者として5年間委託するというものです。市民文教委員長の報告でも言及されましたが、現在、飯塚市では、指定管理者制度の運用見直しや改善検討を手がけられていますし、現行指定管理を受けている市内企業は、9年半以上という長い期間、市が求める要件、資質のすべての項目において優良・適正であるという評価であり、市の判断も市内の企業で十分に運営できることを認識しているという答弁でした。つまり、この飯塚市斎場こそ、現行の制度を適用するには、最もすぐわない施設の1つであることが明らかなわけです。早急に制度見直しの結論が出されようとしている中、この施設を現行制度のまま公募に付したことに關しては、苦言を呈さずにはられません。候補者となられた団体や、真摯に選定作業を進めていただいた選定委員会の皆さまには大変申し訳ありませんが、近々のうちに制度運用の見直しが必至な飯塚市斎場の管理運営を、5年間の長期にわたり飯塚市外に委託しようとする本議案には賛成することができません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第142号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第143号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第153号 飯塚市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）」の委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって本案は、否決されました。

次に、「議案第169号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

経済建設委員会に付託していました「議案第137号」から「議案第141号」までの5件、「議案第144号」から「議案第146号」までの3件、「議案第151号」、「議案第154号」から「議案第157号」までの4件、「議案第163号」、「議案第166号」から「議案第168号」までの3件、「議案第170号」及び「議案第171号」、以上19件を一

括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

経済建設委員会に付託を受けました議案19件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」、「議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」、及び「議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上8件については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書および提出資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」及び「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、用途変更に伴う廃止に際し、地元との協議はどのようになっているのかということについては、所管替えを行う予定の4カ所については、所管課において、地元自治会等と協議を行い、廃止の了解を得ている。そのほか、長楽寺児童遊園については、公営住宅建設予定地内にあり、その一部となる予定で協議を進めている。また、関の台児童遊園については、庄内児童館が移転した際に既に閉鎖されており、当時、所管課が地元の自治会長に報告をしているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第163号 土地の取得」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、取得後の用途は決まっているのかということについては、売却する予定であり、既に市の公有財産有効利活用検討委員会の承認を得ているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第166号 指定管理者の指定（飯塚市営駐車場）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理者制度を導入した意味をどう捉えているのかということについては、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と行政コストの削減につなげることと考

えているという答弁であります。

次に、この指定管理候補者である公益社団法人飯塚市シルバー人材センターは民間といえるのかということについては、同センターについては、民間ではあるが、市が設立に関わった団体であるという答弁であります。

この答弁を受けて、指定管理者制度については、9月議会でも指摘していたが、制度導入から10年以上が経過しており、課題も生じていることから、見直しが必要であるという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第167号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、株式会社福岡ソフトウェアセンターの株式及び役員については、どのようになっているかということについては、IPA、県、市が主な株主で、市長が役員に含まれているという答弁であります。

この答弁を受けて、この会社が設立された経緯や新産業創出支援センターの意味合い等から考えても、同社を指定管理者として指定することは妥当であるが、発注者と受注者が同じであることは、指定管理者制度になじまないと考えるので、見直しが必要ではないかということについては、指定管理者制度について見直さなければならないということは理解しているが、しっかりと中身を精査しながら進めていきたいと考えているので、時間をいただきたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第168号 指定管理者の指定（庄内温泉筑豊ハイツ）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理候補者の一般財団法人筑豊勤労者福祉協会とはどのような組織なのかということについては、近隣の自治体の出資でできた団体であり、本市の経済部長が理事の1人となっているという答弁であります。この答弁を受けて、指定管理候補者に公の人間が入っていることに矛盾がないのか、制度のあり方に疑問を感じるという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第170号 市道路線の廃止」及び「議案第171号 市道路線の認定」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ただいまの経済建設委員長報告にありました議案第138号、第144号、第151号、第154号、第155号及び第167号に反対し、討論を行います。

まず、第138号、小型自動車競走事業特別会計補正予算案については、オートレース経営の苦難に対し国が全面的な責任を負わず、包括的民間委託の名のもとに従事員や関連業者にしわ寄せを押しつけていること。また、市が地元で批判を浴びている九州各地の場外車券売場を無理に進めていることによる補正があり、認めることができません。

次に、第144号、飯塚市水道事業会計補正予算案についてであります。市上下水道局の浄水

場運転管理業務は、市外に本社を置く株式会社データベースに一括で、5年間で14億3220万円という巨額の契約金額で受注させています。安全で安心な飲み水を供給する責任を確実に果たすためには、利潤追求を第1とする民間企業に任せるのではなく、市が直営で責任を持つ体制を復活させるべきであり、このような長期にわたる浄水場運転管理等の一括委託は認められません。

次に、「議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」は、県道鯉田中線道路改良工事に関わって必要になった農機具保管庫を同和施設として移転するものであります。同和特別事業については、国がこれを継続するのはかえって不相当だとして終結して既に14年になります。必要な農機具保管庫であるならば、一般施策として位置づけるべきであり、同和対策施設とするのは全く不当です。この際、当分の間、存続が必要な施設については、他の施設についても一般条例化して、同和対策施設条例は速やかに廃止すべきであることを指摘しておきます。

次に、第154号、飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数に関する条例並びに第155号、飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例についてです。本来、農業委員は、地域農業者から選ばれた代表として、農地の権利、調整に関与し、農地を守る視点に立った業務を進めなければなりません。そのよって立つところは公選制による信任であります。その公選制廃止に関連するこの2議案を、私は認められません。

最後に、議案第167号は、幸袋にある飯塚市新産業創出支援センターの管理を資本金10億円の、飯塚市が出資する第三セクター株式会社福岡ソフトウェアセンターに指定管理者として選定する議案であります。この施設は、新産業の創出を支援し、地域経済の活性化を図ることが目的とされ、入居施設として育成支援室、研究開発室、企業誘致室、教養施設、ミーティングルーム、研修室、開放施設、交流ホール、リフレッシュコーナー、巨額の税金を投入してつくったものであります。指定管理者の業務は、センターの施設の維持管理に関することとなっておりますが、資本金10億円の三セクがする必要は全くありません。この際、入居率5割程度で推移している、この無駄遣い施設は30億円もの莫大な赤字を税金で埋めた飯塚リサーチパーク計画のずさんさのあらわれの1つであり、この施設と土地のあり方については、今後、抜本的な検討が必要だということを指摘しておきます。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第137号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第138号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第139号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第140号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、及び「議案第141号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」、

以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第144号 平成27年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第145号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第146号 平成27年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第151号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第154号 飯塚市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第155号 飯塚市農業委員会の選挙区等に関する条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第156号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」、「議案第157号 飯塚市市民広場等条例の一部を改正する条例」、「議案第163号 土地の取得」及び「議案第166号 指定管理者の指定(飯塚市営駐車場)」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案4件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第167号 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第168号 指定管理者の指定(庄内温泉筑豊ハイツ)」、「議案第170号 市道路線の廃止」及び「議案第171号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

「議案第172号 名誉市民の決定につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました「議案第172号 名誉市民の決定につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

東京都練馬区早宮1丁目18番1号、野見山暁治氏を、名誉市民として決定したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第172号 名誉市民の決定につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第14号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

「議員提出議案第14号」について提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第14号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第15号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番 奥山亮一議員。

○6番(奥山亮一)

公明党の奥山亮一でございます。「議員提出議案第15号」の提案理由についてご説明いたします。

本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

私は、「マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(案)」に反対の立場から討論をします。

現在、マイナンバーをめぐっては、全国至るところで大混乱になっています。それは、本市においても例外ではありません。12月の18日になっておりますけれども、この交付すらまともにされないという状況があるわけでありまして。こうした中で、今求められるのは、この混乱を打開していくために財政措置を求めるというのではなくて、むしろマイナンバーそのものの危険性を指摘し、そして、このマイナンバーの実施延期を国に求めることだと思っております。しかも、意見書の具体的な項目1から6までありますけれども、これを国政のレベルで推進した公明党が地方においてこれを提案する、そのこと自身に私は大きな矛盾を感じることを指摘して、反対討論とします。

○議長(鯉川信二)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第16号」及び「議員提出議案第17号」、以上2件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」並びに「議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」に関し、賛同議員を代表し、提案理由について申し述べさせていただきます。

1983年、昭和58年の堺市の政治倫理条例に続き、合併前の飯塚市では極めて早期に政治倫理条例を制定し今日に至ります。その中で合併による空白はあるものの、当初の資産公開のみの条例から政治倫理基準を加えるなど、時代に合わせた変更をしましてまいりました。しかし、平成19年の政治倫理条例制定後、政治倫理審査会から資産報告義務者、審査会委員構成及び配偶者等の市との請負契約について、平成20年より提言がなされており、平成26年度の審査意見書に対しては、議会としての考え方を報告したものの、平成27年度も政治倫理審査会から同じ内容の提言がなされています。このような状況を見たときに、制度としてどうあるべきか、再度議論する必要があると感じ、今回の条例改正に至ったわけです。

そのあり方を考えたとき、現在の政治倫理条例が、市のみを対象にしていることが、財団法人等の三セクをはじめとし市の関連法人が多数存在する中で、現状にそぐわないこと。また、政治の要職にある者が説明責任を果たすために開催する説明会について、対象を広げることが市民の負託に応えるものであると判断しました。他方、資産公開制度については、多額の税金を使いながら維持しているものの、閲覧者は極めて少数であり、形骸化していると判断しました。今回の条例改正については、大きく以上の3点を主なものとし、全般を見直したものです。

また、あわせて提案している決議については、改めて政治倫理基準について確認するとともに、この政治倫理基準に違反して市職員等に不正な働きかけを行った場合に対するための制度を、早急に創設するよう市長に要望することとしています。

以上をもちまして、「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」及び「飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」の提案理由とさせていただきます。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これに、賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

第1条に、市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している法人を含む。いわゆる第三セクター等の関連法人を含めたと言われましたけれども、この点について改めてご説明をお願いします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど提案理由のほうでも述べましたが、今回の改正の大きな点として、第三セクター等関連法人を含めるものでございます。この1条に、この市というものに関して定義を置くことにより、3条、市民の責務並びに4条、政治倫理基準、こちらのほうに記載しております市について、関連法人を含めるものとするものでございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根 正宣議員。

○5番（光根正宣）

第三セクターとは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

第三セクター等につきましては、飯塚市におきまして、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団、また株式会社福岡ソフトウェアセンター、飯塚市土地開発公社、飯塚都市開発株式会社、一般財団法人サンビレッジ茜、一般財団法人筑豊勤労者福祉協会等々がございます。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

政治倫理基準を定めた第4条の第3号に、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定業者を推薦、紹介するなど、有利な取り計らいをしないこととあります。また、同じく第4条第4号と第5号に、職員に関する規定がありますが、これについても、すべて第三セクター等も対象になるということでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

はい、質問議員が言われるとおり、今列記されたところに関しましても、第三セクター等を含めることとしております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

政治倫理審査会の設置についてですけれども、議長からの依頼があったときは、これを設置すると。常設をしていないのはなぜでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今までの条例におきましては、資産報告が毎年義務づけられておりました。この資産報告を審査するための政治倫理審査会という性格もございましたので、常設をしておりました。しかしながら、今回は資産報告については廃止をしております。そして政治倫理基準に違反する疑いがあるときに、市民のほうから審査請求がある、そういったときに、審査会を立ち上げる形としました。というのは、資産報告とは違い、問題が起きてからスタートしますので、その問題に適した人材を選ぶために、常設ではなく、その時々に応じて設置することとしたものであります。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

審査対象者の協力義務のところ、調査に必要な資料とはどのようなものでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

審査会の判断となろうかと思いますが、提案者といたしましては、必要に応じ、今までの資産報告書、必要があると感じましたら、この資産報告書を数年分提出していただくのはもちろんのこと、審査のために必要と思われるもの、それについてすべて含まれると考えております。

○議長（鯉川信二）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

資産報告書の提出は、市民の意見を反映して、規定されていたのに、これを廃止するということで、市民の不信を招くことになるのではないのでしょうか。どうのお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

資産報告につきましては、制定以来ずっと続けてきたところでございますが、この資産報告が自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図っているところを実際にあらわしても事件として出てきたことはございません。また、資産報告を本来の目的以外の視点で見られる傾向もございます。そのことから、より実効性のある見直しを行いました。また、わが市には現時点において、資産報告書を提出しなければならない信頼できない議員や特別職がいるわけではないとも考えております。政治倫理基準の違反の疑いがあった場合には、審査会の権限強化、また、不正をした場合に、みずから厳しく律する内容となっており、その点について皆様方のご理解を求めるものでございます。

また、あわせて、決議案に示しておりますように、政治倫理基準に違反して、市職員等に働きかけを行い、公正な市政運営が損なわれた場合などのための制度の創設を市長に求めており、実効性のある対案への制度の変更、そして何より、自分たちの活動を通じまして、市民の信頼、理解を勝ち取っていきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑はありませんか。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

すみません、数点質問させていただきます。

まず、今回、本日の新聞等を見ましても、数紙しか目を通していませんけれども、今回のこの条例の改正に関しまして、かなり市民の注目を集めている部分もあるのかなというふうに思っております。ただ一方で、条例の中身というのは、きょう提案された分でもありますので、しっかりとその条例の中身というのを冷静に見ていく必要もあるのかなというふうに感じております。

数点伺わせていただきます。まず、第4条、政治倫理基準のところですけども、市が行う工事などの請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して、特定業者を推薦、紹介するなど、有利な取り計らいをしないこととございます。ここでは、有利な取り計らいについて挙げられているのですけども、逆に、特定業者を指名から外せといったような、不利な取り扱いということも考えられるかと思うのですけど、この点、基準に明記しておられないのですけども、この部分どのように考えられておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

確かに、他市の条例では、政治倫理基準の中に、有利もしくは不利な取り扱いをしないことと明記している事例もございます。ただ、この政治倫理基準につきましては、3条については言われるように、有利な取り計らいをしないことのみとしておりますが、同じく第4条の第1号、第2号に関しまして、包括的な規定をしております。第1号は、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと並びに第2号、市民全体の奉仕者として、常に人格等倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこととございます。こういった包括的な規定がありますので、今、言われました不利な取り計らいにつきましても、これで十分かと考えています。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

続きまして、同じく第4条になるのですが、この政治倫理基準というのを、4条に定めておるわけですが、せっかくの改正でもありますので、この部分の内容をもうちょっと充実すべきというふうにも考えられるかと思うのですが、そのあたりどのように考えられますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今の部分と重複するかもしれませんが、包括的な基準でございます。ですので、そういった部分を考えますと、ここの分に関しては、明記をしても、このままでも、内容としては変わらないと考えております。ただし、今回につきましては、ただ、この政治倫理基準を守る範囲が市だけであったのが問題だと考えましたので、これを三セク等も含めて、関連法人を含めて対象とすることとしました。そういった形で政治倫理基準については拡大しているというふうな理解をしていただければと思っております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

はい、わかりました。あと、すみません、今回、資産報告書の部分というのが大きく変わってきておるかと思うのですが、提案者のほうで、この資産報告書の提出を義務化している現在の自治体の状況等を実際に調べられておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

平成26年12月31日現在の全国市議会議長会の調査によりますと、政治倫理条例において、資産公開の規定を含む条例を制定している自治体に関しましては、全市で44市であります。そのうち3市は政令市であります。また、政治倫理条例と資産公開条例をそれぞれ別個に制定している自治体に関しましては、全市で4市でございます。資産公開条例のみを制定しているものに関しましては、政令指定都市15市でございます。このようなことを考えますと、資産公開の必要性がある法律の規定により、それが求められている政令指定都市を除きますと、全国793の市区のうち、資産公開の規定を持っているものは、43市にとどまります。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

あと、この資産報告書については、当然今まで義務を課されていたわけですが、私も実際政治倫理審査会の委員として、何度かこちらのほうには係らせていただいておりますが、現状も実際見てきております。ただ一方で、やはり提出を義務化していたということが大きかったのではないかと思うんですけど、この部分に関しまして、提出者のほうから補足の説明等がありましたらお願いします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほどの最初の質問議員の答弁にも重なる点はあるのですが、最初に関しましては、この不正な働きかけに対して、資金の動きという面でチェックをしようという条例の組み立てであったかと思えます。しかしながら、資産報告書の審査に関しまして、年間200万円以上の費用がかか

っておりますこと。それとあわせまして、制度化しているものの閲覧者が極めて少数であることから、現時点では形骸化していると判断し、資産報告書については制度として廃止するものであります。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

今、お答えの中で、予算として200万円の経費がかかっているという現状及び閲覧者が実際極めて少数だというふうな話があったかと思うのですが、そのあたり少し詳細をご説明いただけますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

新聞報道では、50万円弱の予算という話もございましたが、議会事務局のほうに調べていただきました結果によりますと、資産報告等に関する経費として209万7000円、その内訳としては、政治倫理審査会事務に関する職員人件費として、167万2000円、これは平成26年度の実績でございます。あわせて、政治倫理審査会委員報酬として42万5000円、これは平成27年度の予算でございます。あわせて200万円強、209万7000円の経費がかかっているということでもあります。資産報告の閲覧者に関しましてですが、こちらについても、議会事務局の調べによりますと、平成27年度、本年度は1名、平成26年度1名、平成25年度1名、平成24年度1名、平成23年度は0名となっております。そのことから、極めて少数、形骸化していると判断しました。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ちょっと条文のほうに戻らせていただきますけれど、新しい分の5条、市民の審査請求権という部分、ちょっと読み上げさせていただきますけれど、5条の1項、「市民は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる市長等又は議員があるときは、これを証する資料を添えて市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に審査を請求することができる。」、2項、「前項の規定により議長が審査の請求を受けたときは、審査請求に関する書類の写しを市長に送付し、審査を依頼しなければならない。」とあります。あと6条は、政治倫理審査会の設置という部分で、その中の特に1項ですけれども、市長は、先ほどの5条1項の規定による審査の請求又は前条第2項の規定による議長からの依頼があったときは、これを審査するため、飯塚市政治倫理審査会を設置するというふうにあります。今回、資産公開が廃止という部分が大きく取り沙汰されておられるわけですが、実際のこういう審査会の制度というのは、改正条文を読む限りでは変わらず存続しておいて、実際、市民からの要求があれば審査会はきちんと開始されるというふうな条文の理解になるかと思うのですが、その点について、それでよろしいのか、ご確認させてください。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

わかりました。もう1点、すみません、お願いします。説明会に関するところになるのですが、

読ませてもらった限りでは、ここに関しても、多少変更があつておるようですけども、この部分もう一度詳しい説明をお願いします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

説明会に関するものにつきましても、3つの主な改正点のうちの1つであります。今まで職務関連犯罪であります贈収賄罪等において第一審判決で有罪となったとき、有罪の判決を受けた後も、市長等又は議員がその職にとどまろうとするときには、当該市長等又は議員は、説明会の開催を求めることができる。そしてまた、その説明会に出席をして、釈明することができるという規定にしておりました。また、同じように市民は、第一審判決有罪を受けて、それでもとどまろうとする方がおられるときに、市長等もしくは議員のほうから自発的に説明会を開かないときに、市民のほうから説明会を開いてほしいということができるような制度でございました。ただ、これはあくまで一審判決有罪があつた後であります。そのことを考え合わせますと、問題が起きて、逮捕され、起訴され、そして一審判決がおきる、ここまではかなりの時間を要します。当然のことながら、その前に、もっと早期にきちんと対処すべきではないかというのが一般市民の思いであろうと思います。そのように考えましたので、今回の改正につきましては、15条のほうで、第一審有罪判決後ではなく、起訴された段階、贈収賄罪等で、職務関連犯罪で起訴をされた段階で、説明会を自発的に行うことができる旨を制定しました。また、あわせて、一審有罪判決後と同様に、市民のほうから求めることができる規定としております。またあわせて、対象について、今までは贈収賄罪だけでありましたけれど、今回は、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律、第1条に定めるあつせん利得罪、こちらのほうも職務関連犯罪でありますので、あわせて規定したものであります。それとともに、第一審判決有罪後におきましては、説明会は自発的に行うのではなく、こちらにつきましては、「市長又は議長は、市民に対する説明会を開催し」と、こちらに関しましては、義務づけとしております。よって、ここに関しましては、市民の開催請求は不要と、自動的に市長、議長において開催をしていただく形に変更しております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

すみません、長くなりましたので、最後にさせていただきます。今の説明を受けまして、実際、きょうのマスコミのそういう発表ですね、実際の紙面等を見ますと、制度が後退するのではないかというふうな、どちらかという論調であつたかと思うのですが、実際のところ、そういった部分ではなく、しっかりと実効性のある制度にしていきたいというふうな提案者の意見かと思うのですが、今回、この議案に加えまして、決議案という部分の議案をもう1つ出されておりますけど、この中で、「この政治倫理基準に違反して、市職員等に働きかけを行い、職員に公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を早急に創設するよう市長に強く要望する。」というふうな部分がございます。この改正をきっかけとして、こういった部分で議会の改革というものを違った意味で、進めていきたいというふうな考え等ございますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ここの分に関しましては、市長にお願いしなくてはならない部分でございます。やはりこの政治倫理を確立する上で、私ども議会が不正な働きかけを行わないように、そうしたときに、残念ながらそれがあつたときに、どのように対処するのか。いくつか先進自治体等の事例等もございます。例えば公益通報制度も1つでしょうし、ほかにも、例えば、鳥取県では、県内で選出され

た一定の公職にある者からの提言、要望、意見等に関する取扱要領として、そういった制度をつくっております。また、徳島県では、業務に関する要望等に対する職員の対応要綱、こういった制度を設けて、そういったものを含めまして、市長において制度を創設していただくようお願いし、先ほどのほかの改正点も含めまして、制度として政治倫理の確立を目指したいと思っています。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

すみません、もう本当に最後にします。強く要望していくということですが、やはり市民の方に対する理解というのもしっかりと図っていかなくちゃいけない事案であるとも思います。この事案だけに限らず、実際に、もっともっとしっかりと市民に対する説明等も必要であるかと思えます。そういった意味で、例えば、議会のいま出ている議会報ですね、ああいった部分をしっかりと充実させていく。もしくは市民に対する、そういった報告の場を、議会としてつくっていく。そういった部分の改正まで要望していこうというふうなお考えもございますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今お話しの部分に関しましては、市議会の中でも努力をしてきている部分がございます。当然のことながら、今あっていることについて、傍聴席に多くの市民の方が来ていただいておりますが、それ以外でもネットで見られるようになりました。これは、前期に市民の働きかけもありながら、議会として全会一致でそれをやろうと、そして実現したことであります。言われた広報の充実等々に関しましては、いろんな意見があるのは存じておりますし、当然のことながら議会として、政治倫理の確立、それも大切ですし、またあわせて、飯塚市政として、どうやってきちんと市民とともに歩んで行くのか、そういった分については、当然のことながら議論をしていくべきだと思っています。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議員提出議案第16号、飯塚市政治倫理条例の一部を改正するという事なんです。先ほど、提案理由の中で、江口議員が15名を代表してというふうに言われましたけども、議案には提出者としての江口議員の名前はありますけれども、15人を代表するというお話でしたが、そうなのですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのとおりであります。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

15人で、この議案を出そうということで話し合いをされて、その中で、江口議員が提出者になってもらおうと、そういう話し合いがあったわけですね。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この政治倫理条例等々に関しましては、審査会の意見等もございます。そういったものを含め

まして、いろんな形でいろんな場でそれぞれの議員が意見交換をされていると思います。それは例えば、市民と意見交換される形もあると思います。そういった議論を含めて、じゃあ、このままでいいかどうかを考えたときに、皆様方と議論をさせていただいた、その中で、この案に対して賛同するので、この中に名前を連ねていただける方もおられましたし、また、ちょっと考えさせていただきたいという方もおられたのが現実でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そうすると、皆さんで話し合いをされて、じゃあ、江口議員に提出者になってもらおうということではなくて、江口議員がもともと提出をしたいということで、賛成者を求めていったと、通常の議案提出の方法だったということになりますけど、そういうことですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのあたりにつきましては、議論をする中でどうしようかとなって、ある意味、私のほうでもこういった案ではどうだろうとお話をさせていただきましたし、皆さん方の意見の中で、こういうようなところがあるのではないかという議論の中で、私が提案者とならせていただきました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この15人の会派はないんですね。だから会派はないのに、代表するというふうにおっしゃったので、どういう事情かと思ったんだけど、基本的には江口議員が提出者で、その他14人の方々は賛成者ということだろうと思うのだけど、違うような説明があったので、再確認しているわけです。提出者は江口議員で、そのほかの14人の方々は、賛成者という位置づけなんですね。代表というわけではないということでもいいですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それは、それぞれ解釈があるかと思いますが、皆さん方と議論をする中で、この議案に関しましては、言われるように、提出者としては私の名前でありまして、賛成者としては、ほかの14名の方に名前を連ねていただいたことになります。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは、代表としての江口議員にではなくて、提出者としての江口議員に質問したいと思うんです。私は議案第16号の本質はですね、さまざまな美辞麗句があります。しかし、住民が条例の権限によって議員を監視する。あるいは監視するという上で最も重要な機能の1つである資産報告制度を、さまざまな理由をつけて、この際、かなぐり捨てようと、廃止してしまおうというところに最大のポイントがあり、狙いがあるのではないかと思うんですね。こういうことが、その監視される側の人間が、立場の者がみずから、誰にも相談せずに、住民、市民に相談せずに、議案を出すということがあるのかと、私思うんですよ。それで、まず、私は、この資産報告制度は廃止ではなくて、さらに充実させるということが住民の思いにも応えるし、議会、議員として果たすべきことではないかと思うんですね。そこで、この取り組みをする上では、きょう何時までできるかわかりませんが、23時59分まではできるかと思いますが、特別委員会を本来全員でつくって、ここに案件を付託し、そして、住民の皆さん、それから専門家の皆さんの参考人

招致もしながら、十分な議論をして、議員が多数で押し切るという形ではなくて、飯塚市民全員からですね、よいものができたと言っただき、そして議員が全会一致で可決することができるような、そういう政治倫理条例の改正を行うべきであると思うのです。

そこで、お尋ねしますけれども、提出者は、今度のこの改正案を上程するにあたり、市民の意見をどのように聞いたのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この改正案をつくった上で、これはどうでしょうという問いかけに関して、市民に問いかけをしたことはございません。しかしながら、今までいろんなところで、先ほど言いましたけれど、いろんなところで議論になると思うのです。資産公開があった後、新聞報道がございます。そういったものを受けて、例えば、人と会ったとき、そういったときに議論になることもございます。そういったものを含めまして、果たして本当にこのままでいいのかどうかということを考えました。また、その市民の関心の部分に関しましては、実際の閲覧者の数、先ほど申しました閲覧者の数にはマスコミ等の方々も含まれております。そういったことを考え合わせますと、私は、この資産報告制度につきましては形骸化していると判断するに至りましたし、これは同僚議員も同様であると思っています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その形骸化の話はあとで聞こうと思いますけど、思いましたけど、今言いましょう。誰が形骸化させている訳ですか。市民が見に来ないから、形骸化しているという、そういう評価は、それは江口さん固有の独自の評価ですよ。何のために条例でこの制度をつくり、義務化しているかということがわかってないのではないのですか。仮に、提出者が言われるように形骸化しているというのであれば、どこがどのように形骸化しているか、みんなで議論したらいいじゃないですか、特別委員会つくって。そして形骸化しているのを悪いと言っているのでしょうか。いいと言っているのではないのでしょうか。だったら、充実させていけばいいじゃないですか。このことを含めて、提出者は先ほどの答弁では、きょう決めてね、市民の意見はあとで聞きましょうと、そういう趣旨の答弁をされたように思いましたけど、そのとおりですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

市民の意見を、あとで聞こうというふうな形ではございません。ただし、この議案に関しまして、私どもとしてしっかりと内部でも打合せをさせていただきました。そして、議会の取り計らいについては、皆様方で決めることでございますし、ただ1点だけ言わせていただくならば、特別委員会というお話がございましたが、全員が入った特別委員会とありましたが、それこそまさに本会議そのものであると思っています。みんなが参加する場でございますし、ここでやるのが、例えば委員会でやりますと傍聴の数は10名に制限されます。そういったことを考え合わせますと、この場でやるのが適当だとも私は考えています。また、あわせまして申し述べるならば、この政治倫理条例が制定されたとき、平成19年に関しましても本会議においてなされております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

1986年に旧飯塚で制定したときは、特別委員会をやり、住民の意見を聞いて、全会一致で

やったわけですね。先に言いますけれども、この条例というのを、議員が自分の持ち物だと思っただけでいいと思いますね。この条例というのは、住民の議会という監視機関を監視しなければならない、チェックしなければならないという思いの中で働きかけられて、住民に要請されて、つくったというのがこの条例なんです。政倫条例というのはどこでもそうです、本質において。だから議員が、これが自分の持ち物だというような思いでね、改廃するのは正しくないと思います。本会議でというふうにおっしゃいました。全員であるかということと、それが特別委員会でやるかというのは全然違うんですよ。本会議の機能と特別委員会の機能、違うでしょう。場所がどうだとか、全員かどうかとかいうのは、また違うんです。ましてや本会議であれば、傍聴者がうんと入れる。よく入れる。特別委員会だったら少数しか傍聴できませんよというのはね、やっぱり、資産報告制度を廃止してしまうという考え方と共通しているところがありますよ。住民が主役になってない。特別委員会、広いところでやればいいじゃないですか。傍聴者がたくさんおられるところでね。それで結局、提出者は私の質問に答えられていない。決めて市民の意見を聞くのか。そういうふうに分かたないけど、そうかというふうに分かたないですよ。決めて市民の意見を聞くのですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど来説明しておりますように、私たち議員は資産公開がニュースに、新聞報道等になったときを含め、いろんな場で市民からこの問題についてお話をいただくことがございます。そしてまた、その市民の関心のあらわれは、先ほども申しましたように、閲覧制度等々にもあらわれていると考えています。そして、その中で判断をしました。またあわせて申し述べますならば、政治倫理条例が不要であるとか、そういったことは全く思っておりません。議員であったりとか、市長等が行政に対して不正な働きかけを行うことについては、断じてこれはやめなければなりません。ですから、改めまして、これについては決議として、自分たちもこれを改めて確認をする。そしてあわせて、この不正な働きかけがあったときにどうするのか、それについて市長においてきちんと制度をつくってくださいというお願いさえも今回はしております。そういったのをあわせて、政治倫理条例が今のままでいいと思われるのであれば、三セクとかも対象ではなくていいよと思われるのであれば、それもそうかもしれません、私どもとしましては、そういった部分を含めて前進するように、この制度をつくらせていただきました。確かに資産報告については廃止をします。廃止をさせていただきたいと思っています。このことはきょうの新聞にもありますように、多くの方々からは疑問に思われるかもしれません。しかしながら、国会議員の法律をみてもわかるように、新聞報道、ニュースにあるのも、そのときもザル法だよというものが現状であります。そのザルの中で形骸化している制度、残すのは簡単です。私ども残していれば、このような批判は受けません。ずるい言い方をすると、そちらのほうが楽なんです。だけれども、皆様方の納めていただいている大切な税金を使って、ザルの制度を残すのか。私どもはそうではなく、きちんと生きる制度をつくりたいと考え、今回の提案とさせていただきます。

（傍聴席で発言する者あり）

○議長（鯉川信二）

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私の質問に対して、提出者は関係のない答弁を繰り返しておられます。議長において、質問に的確に答えてもらうように、指示をしてもらえませんか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 0時30分 休憩

午後 0時30分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

広く答弁し過ぎたのかもしれませんが、先ほどの質問については、先ほど来お答えしているとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

じゃあ、確認しますよ。提出者の立場はきょう可決すると、採決するという立場ですから、ということは、提出者は市民の意見を議案としては全く聞かないまま本日臨んだし、採決まで持っていくということをおっしゃっているんですね。

それではね、賛成者14人おられるわけですけれども、この方々は議案に基づいて、市民の意見を聞いた方がありますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど来お答えしておりますが、先ほど市民の意見はあとで問うのかという点につきましては、先ほどもお答えしましたが、重ねての答弁となりますが、簡潔にお答えいたします。資産報告の報道があったとき等を含め、いろんな形で議員が市民の方々の意見をいただいております。そういった部分等を合わせて、今回の条例改正とさせていただきますので、確かに直接にこれこれこういう条例改正を考えているのでどうかという形に関しましては、私はやっておりませんし、同僚議員、ほかの賛成議員も同様かもしれません。しかしながら、市民のほうから、市民の方々が政治倫理に関してどのように感じるかということに関しましては、日常にお話をされている。そういった部分を含めて、あとで問うのかではなく、そういった部分を含めて、今回の提案となったと理解していただければと思っています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

先ほどはね、代表してという言葉まで使われたんです。ですから、私が14人の賛成者が市民の意見を事前に聞いたのかと。で、答えられないわけでしょう。で答えられないのだったら、休憩求めて、その14人に聞いたらどうですか。議案をね、皆さんに渡したけど、賛成も得られたけど、誰か市民に意見を聞きましたかと。議長に休憩を求めて、今言ったように14人集まるか、ここでもいいけど、市民の意見を聞いたかどうか。聞いた上で答弁してもらえませんか。どうですか。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員にお願いいたします。議案に対する質疑にしていただけませんかでしょうか。

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど来お答えさせていただいております。特段にそれぞれやったのかどうか、個々に、この条例の案文をもとに、それぞれが市民に問うたかに関しましては、確認はしており

せん。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

国ではですね、その政治権力を持つ者がそれを縛るルール、日本国憲法ですけれども、これを自分の解釈でここまでやれるのだと、名文によらないままですね、解釈だけで自分の縛りを取っ払っていくという動きがはやっているわけです。今度の場合はね、住民によって条例が、住民を背景に条例がつくられ、そして議員等に義務づけられたものを、議員がみずから、いきなり、住民にとっては新聞で知らされるという事態。自分たちの、我々議員のよって立つところは、住民の1人1人の権利じゃないですか。この住民に何の相談もなく、こういう議案を出すというのはね、非常に不見識だと言うほかはないです。今言ったように共産党川上の立場と、江口議員の立場はまったく違いますね。住民第一で考えていくか、そうではないかの立場が露骨にあらわれていると思うのだけど、それでもね、江口議員の提案の中に政治倫理条例を充実したいという言葉があるわけですよ。ここの言葉の上では一致するわけですね。

それで、お尋ねしますけれども、資産報告の廃止は、この政治倫理条例、住民が期待する政治倫理充実プラスになるものだとお考えなのですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

言葉は悪いかもしれませんが、ザルであるものを放置することはできません。私どもは、実効性がある制度をつくりたいと思い、今回の提案とさせていただきます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

落ち着いて答弁してくださいよ。資産報告の廃止がね、政治倫理の充実資するのかと、プラスになるのかと聞いているわけです。新たなものを別につくるからとかいうのは別なんですよ。資産報告の廃止は、住民が期待する政治倫理の充実プラスになるのかと聞いたんですよ。それを答弁ください。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

1つ1つを考えるのも大切かもしれませんが、全体としてどうあるべきかを考えなくてはならないと思っています。そして先ほども言いましたが、ザルなものをザルで置いていくことはできません。資産報告につきましては、充実すべきという意見があるのも存じています。例えば、配偶者並びに同居の親族等々に広げるというのも1つかもしれません。確かにそれをやられている自治体もございます。しかし、その制度によって不正な働きかけが現実にこれが明らかになった、その資産形成過程において、どこどこ会社から請託を受けてもらったので、この制度で、政治倫理条例のもとで、資産公開制度でわかって、それが問われたという事例を私は聞いたことがございません。現実にあるのは、警察がしっかり調べていただいた中で、請託であるとか、あっせん利得であるとか、問題となり、立件されるケースであると思っています。そうすると考えるならば、その部分、その部分に関してきちんと制度化をしていく、起訴後において一審判決有罪を待つのではなく、起訴後においてやる、そういった形で充実すべきであると私どもは考えました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

江口議員ね、根本においての違いは、もう既に明らかだと思うけれども、言葉の上で一致するところがあると言ったじゃないですか。政治倫理条例を充実したいと、住民の期待に応じて充実させたいという点では一致するのではないかと言ったんですよね。否定されなかった。だから、聞くわけですよ。その立場から資産報告の義務制度廃止はプラスになるのかと、このことについて答えられたらどうですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

私はこの制度に関しては廃止すべきであると考えました。後退であるとは考えていません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

我々はいま法律を扱っています、ここで。だから、その一行一行、一言一句扱うんですよね。そうするとね、今その必要だと、後退とは考えていないと、そのくらいの答弁でいいのですか。政治倫理条例、住民の期待に応えたものに充実したいという立場で一致しているのに、後退はしないと。後退しないと言っても、なくなるわけですから、資産報告制度ね。ないんですよ。そうすると、この資産報告制度、市民がどう判断するのか、聞いてみたいと思いませんか、採決する前に。聞きたくないですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それに関しましては、個々の議員として判断されるものと考えています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今朝の西日本新聞、飯塚市議会がこういった形で、トップで来るとは思いませんでした。飯塚市議資産公開廃止へ、閲覧少なく経費無駄、カギ括弧ですから、誰が言ったのですかこれは。過半数15議員、きょう提案。中に入ると、飯塚市議会資産公開、制度充実こそ必要、主張が書いてあります。抜け道を放置、廃止は本末転倒。前代未聞、ふざけるな。民主主義の必要コスト。斎藤文男・九州大学名誉教授、前代未聞、言語道断だ。飯塚市の政治倫理条例を目指す市民を支援したので「ふざけるな」という思い。市民への説明責任の放棄は許されず、公私混同がないと証明する資産公開をやめるのは、政治倫理の背骨を抜くことと同じ。条例改正案の可決は思いとどまるべきだ。畑山敏夫・佐賀大学教授、資産報告書の閲覧者が少なくとも公開することに意義がある。議員に何か問題が起きたときに、市民が資産の動きを確認できるからだ。資産公開は、議会制民主主義の維持に必要なコストで、経費削減の対象ではない。209万円とか言われましたけど、42万円じゃないですか、実質は。しかも、その中に議員が3人いるわけですから、政治倫理審査会が毎年意見を出しているように議員を外せばね、もっと少なくなるわけでしょう。市役所を建てるのにね、100億円も使おうという状況の中で、あなた方は40万円そこそこが、その経費無駄と言って、自分を縛っている法律、条例の中から資産報告の制度を廃止しようとしているわけですよ。この斎藤先生、それから畑山先生の西日本新聞の談話を読んで、聞いて、江口議員、どういう感想を持たれますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

お二方が、私どもが提案したものをすべて読まれたかどうかわかりません。ですので、コメン

トに関しては差し控えたいと思いますが、1点だけ言うのであれば、ここの中に、いま言われたように議員に何か問題が起きたときに、市民が資産の動きを確認できるからだというくだりがございます。ご紹介いただいた部分です。まさにその点については、きちんと担保するために、審査会の権限について、必要があればそういった分も含めて、資料を出していただきたいとか、それぞれの対象者を呼ぶとかいうふうな形でやっております。審査会に関しても、見ていただいたらわかりますように、権限についてはかなり強化をしていると、明文化という言い方もあるかもしれませんが、私どもとしては強化しているつもりでございます。そういったことをあわせて、考えていただけましたらと思っています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

読むところが違うんですよ。斎藤先生の重要なところはね、政治倫理条例の背骨を抜くことと同じだと言っているわけです。あなたは後退しないと言ったんですよ。随分違うんですよ。どう思いますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

確かに、斎藤文男九大名誉教授の主張は、政治倫理九州ネットワークの主張でございますが、資産公開については大きな柱であります。そのことは、そのとおりであると思いますが、そのとおりというのは、彼らの主張がそのとおりであるとは理解をしておりますが、私どもとしましては、この政治倫理を守るうえで、資産公開制度に関しましては形骸化しており、実際にはあるものの、これが機能していないと思っています。先ほど来言いますように、これを使っただけで不正が明らかになったという事例は聞いたことがございません。不正に関しましては、実際には動くのは警察でありますし、検察であります。そして、実際に起訴される。そして一審判決、有罪を受ける。そういったところで、きちんと議会として説明責任を果たすため、市長等としても、行政としても説明責任を果たすために、説明会について前倒しをする等々のことで、きちんとやらせていただきたい。また、当然のことながら、問題があったときには審査会が、当然のことながら、市民の請求によりますけれど、審査会が動き始めます。その中できちんとやれると考えています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

やっぱり、わかってないんですよ。何がわかってないかというのも繰り返し言いますけどね、住民に根源があるわけですよ。自分たちが選んだ市長、自分たちが選んでしまった議員、しまったはおかしい、選んだ議員、選んだ責任があるわけですよ。だから、市長が悪い、議員が悪いと言うだけでは住民は済まないわけですよ。だから、自分たちが選んだ代表者が政治倫理に照らしてどういう行為をしておるのか、おらないのかを、常時監視ができるようにしてしまおうというのが、この法律、条例なんですよ。それを忘れてしまうと、提出者が言われたような答弁になってくると思います。それから、畑山さんの談話で重要なところはね、それぞれ重要なところがあると思うのだけれど、資産公開は、議会制民主主義の維持に必要なコストで、経費削減の対象ではない。私、209万円じゃなくて42万円と言いましたね。これは正しいですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

議会事務局に調べていただいた結果として、先ほどご案内しました209万円何がしというこ

とでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、209万円ぐらいかけていいと思いますよ。209万円が何ですか。今あそこで新築工事やっているじゃないですか。民主主義のコストである経費削減の対象ではないと、ここを受けとめきれぬかどうか。まだ、引き続き経費削減とかいう発想がわからない。42万円なんです。江口議員ならおわかりのはずです。議会事務局が通常業務に入っている職員の賃金まで入れるからそうなるわけでしょう。残りはコピー代ぐらいでしょう。ですから、政治倫理審査委員の報酬、それが3回だったり、4回だったりすると思うけれども、その報酬ですよ。委員によっては、お金はいらないと、ボランティアでいいという委員もおられるんですよ。議員は46万円月額報酬をもらったほかに、その審査会に行ったら、また報酬をもらうじゃないですか。やめればいいじゃないですか。削減と言うなら、そういったことですよ。だから、その議会事務局に責任を押しつける必要は何もない。数えればわかることだから。42万円が民主主義のコストとして大きいと思われませんか、江口さん。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

民主主義のコストというお話がございました。42万円。報酬のみを指すのか、人件費も含めて算定するのにかんしましては、私ないし、私の同僚議員も同じ思いだと思いますが、当然のことながら、人件費も含めて考えるべきであると思っています。そこについては見解が分かるところかもしれません。もう1つ、民主主義のコストというお話がございましたが、そういったものにかんしまして、例えばこの議会をきちんと知っていただく。そのために、ネット中継等々も入れました。これは費用がかかったことであります。だけれども、それは、私どもは民主主義のコストとして、この場に来られない方々がおられるので、その方々にもより知っていただくために充実をしたところであります。私が議員になった当初、平成12年に議員になりましたが、その当初にかんしましては、ホームページにおいて議事録等々の公開もありませんでした。そういった部分にかんしましては、年々充実してきているのだと思っています。今では委員会の資料においても、ホームページで見ることができます。こういったことを、こういったきちんと、どんな形がっているのか、市民の方々に議論の内容を知っていただきたい。そういったことに払う民主主義のコストに関しては、当然のことながら惜しいものではありません。ただし、今回の資産公開制度につきましては、先ほども言いましたように、何度も申し上げますが、制度として形骸化していると考えましたので、このコストにかんしましては、民主主義のコストというふうには捉えるのではなく、これは無駄なものであると考えました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

209万円にしても、42万円にしても、私は無駄ではないと思います。江口議員は、提出者は資産報告書を閲覧する市民が余りにも少ないというのも廃止の理由に挙げています。だいたい3つ挙げているのだけど、そのうちの1つがそれですね。これほど議会の傍聴、あるいはさまざまな情報の拡大に一所懸命やってきた江口議員が、資産報告書をもっと住民が自由に見られるようにならないかと考えなかったのが不思議で仕方がない。私が、かつて議会事務局に資産報告を見せてくれと、写しが欲しいと言ったときに、議会事務局が情報開示請求してくれと言ったことがあるんですよ。変な話と思いませんか。資産報告をしているのを情報開示しろというわけですよ。これは積極公開文書なのです。支所に全員分置いてもおかしくないぐらいなんですよ。いつ

でも見られるように。そういう性質の文書です。ですから、そのようにしてもいいし、インターネットでいつでもアクセスして見られるようにしてもいいわけですよ。このくらいのことは、提出者の江口さんは思いつくはずなんですよ。ほかでもやってきたことなんだから。今回に限って、閲覧する人が余りに少ないというのを廃止の理由にするのはおかしいと思いませんか。

○議長（鯉川信二）

7番 川上議員にお願いいたします。会議規則第51条第3項の規定により、質疑に当たっては、自分の意見を述べるできないとなっておりますので、意見等は討論のときをお願いしたいと思います。質疑に当たっては、よろしくお願いいたします。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

いま資産報告について、公開の方法を充実させること等も考えられるのではないかというお話がございました。それについて意見があるのは存じております。しかしながら、他方では、この資産公開につきましては、例えば、あるところで仕事をしている、ないし、例えばある方々と資金の貸借関係があるということもございます。そういったことも含めまして、資産報告をずっと続けさせていただきました。そういった部分、ある意味プライバシーにかかわる部分もあるわけです。そういったことも含めると、この部分に関しましては、チェックをするのであれば、やっぱり見に来ていただくべきであると考えております。例えば、それが拡大されるとするならば、そういった方々の、例えば誰々議員がいて、その同居の親族、娘なり息子なりがいた、ないし父親、母親がいた。その方々の資産状況についても公開となりますと、例えばその同居の息子さん、娘さんが働いている会社が息子さん、娘さんに対して、どのぐらいの給与を支払っているのか。そういったこと等もあわせて公開というふうな形になります。そうすると、逆にその部分で、ある意味その会社の経営状況までわかる形になることがあります。そういったことを考えあわせると、そういったところにまで拡大するのは適当ではないと私は考えています。またあわせまして、例えば、たんす預金の類に関しても公開の対象ではございません。現実として、国のほうで言われているように、国法が言われるようにザルなのです。そういうことを考えあわせると、その制度を維持するべきではないと考えています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

資産報告制度を廃止したいという提出者の意見は3つなんですよ、理由は。お金がもったいないというんですね。42万円はもったいないと言われました。民主主義のコストではないとも言われました。それは市民が判断するでしょう。それから2つ目は、閲覧する市民が余りに少ないということについては、私の質問に対して、お答えがありませんでした。だから普通私は、そういう場合はですね、江口議員は認めたと判断するんですけど、閲覧する市民が余りにも少ないというのは理由にならないと。オープンにすればいいじゃないですか、先ほど言ったように。それに対する答弁がなかったので、認められたかなと思いますけれど、どうですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

閲覧する市民が少ない。だから、もっと積極的に公開すればいいんじゃないかというのは、先ほど言われました。お答えさせていただいたのは、プライバシー等々の面があり、そういったことはすべきではないと考えますというお話をさせていただきました。そして、閲覧する市民が少ないということに関しては、大きな理由として私どもは考えています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

江口議員が言われたお金の貸し借りとか、その会社の経営状況がどの程度までわかるかというのはありますけれど、実はそこなのです。住民が公職にあるものを監視し、公職にある者が1番気をつけないといけないのはそこじゃないですか。誰からお金を借りるんですか。誰にお金を返すんですか。本当に借りたんですか。もらったのではないんですか。どういう局面で。こういう角度で、住民は公職にあるものをチェックする権限を持っているわけですよ。そのところが江口議員は、それがプライバシーにかかわるから見せられないという言い方なんです、違いますか。答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

現状においても、資産の貸し借りに関しては記載がありますよね。ですよ。それが例えば、ネットで広がるというふうな形等につきましては、プライバシーの面があるので、積極的に公開しろという話でしたけれど、そういった形があるので、私はそうすべきはないというお話をさせていただきました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

積極的に公開するべきだというよりは、これはもう最初から積極公開文書なのです。その認識がなかったですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ちょっと議論が錯綜しているようですが、今言われた積極公開文書というものに関しては、先ほど言われた、見たいと、コピーが欲しいと言ったら、情報公開開示請求をしてくれという話をされたという話がありましたよね。そういった意味では、積極公開文書であります。それは間違いだと思います。ただ、ここに見に来ている人間が少ないから、もっと積極的に公開すればいいじゃないか。江口の主張として、どんどんいろんなところでネットでやれという話もあったから、そうすべきではないかという議論につきましては、プライバシーであったりとか、そういったことがあるので、ネット公開等につきましては、私はすべきではないと考えていますし、また先ほど言ったのは、同居の娘だったり、息子だったり、そういった方々の資産報告まで求める、こういった自治体もありますが、そういった形になってきて、私どもと同じように源泉徴収票等を含めて、添付するようになりますと、ある意味、その会社等々の経営状況もわかるようになります。そういったことを考えあわせると、広げるべきでもないと考えております。また、あわせて貸し借りの話がありました。極論をするならば、ある意味、本当にそういった方々が、そういったことをされた方々が、資産報告書にそれを載せるか、載せないか。そういったところに、多分立ち返るのだと思います。そういった方が、私はどこどこから借りましたとか、そういった形で載せるとも私は思えません。そういった意味で、調査権限がないのも現実であります。そうすると、本当にこれは形骸化していると考えています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員にお願いいたします。同様の質問、答弁が繰り返されておりますので、まとめていただきますように、よろしくお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、特別委員会も設置されない。それから、もちろん付託もされない。市民の皆さんは、きょう新聞で何が起こったのかと注目されている。こうした中で、これは法律ですから、逐条的に検討していかないといけないわけですよ。だから、前後したりすることもあります。同じところ

を提出者と質問者が議論することあるわけです。それで今、どういうことを質問しているかというと、資産報告制度の廃止の3つの理由を言われているわけですね。経費が無駄であること。それから閲覧する市民が余りに少ないということ。この2番目まで今質問したわけです。1番目、42万円が経費の無駄かどうかを尋ねたわけですよ。そうだとおっしゃった。2番目は、閲覧する市民が少ないのであれば、閲覧しやすいようにしたらどうかと言った。そうしたら、それには答えなくて、お金の貸し借りとか、いろんなことまで見られると困るという、そこに本質があるのではないのですか。インターネットであろうとなかろうと、閲覧すれば、わかることがあるわけでしょう。それが嫌だというおっしゃり方は、政治倫理条例を充実させるという先ほどの立場表明とは逆なんですよ。3つ目はね、西日本新聞の書き方によると、抜け道があり、市議の不正が見つかることもなく、経費の無駄だと、これは重なるけど、抜け道があるので見つからないと、本当にそうなんですか。この28年間、この資産報告、我々みんな出してきたんですよ。無駄だったんですか。無駄とお考えですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

確かに、この制度ができたということは、この制度に一定程度、役割があったのは間違いないところだと思います。堺市においても、汚職等々の問題があり、また、飯塚市においても同様な問題があり、市民の動きの中から、このような条例が制定されました。堺市の条例制定の際には、アメリカのウォーターゲート事件を参考に、それに対しての資産公開法を参考に、この制度が地方自治の中で導入されたものであります。それについては一定程度、評価をしています。だからある意味、時代の要請だったというのは、そのとおりであるでしょう。それで、議員並びに市長等が襟を正しながらやってきたのはそのとおりかもしれません。ただ、私どもが言っているのは、現実に、この20年以上やってきた中で、この制度が本当に機能しているのかどうか、現実的に機能していないのであれば廃止すべきだ。私どもは機能していないと思いますので、廃止という提案をさせていただきました。ですので、現段階については、言われるとおりです。今までやってきたことが無駄かどうかに関しては、そうではないと思います。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

江口議員の議論は、逆立ちしているんですよ。役に立っていないのだったら残したらいいんですよ。役に立っているからね、これが見られたら具合悪い、これも具合が悪いということで、なくそうとしているわけでしょう。先ほどおっしゃったじゃないですか。ということはね、これ役に立っているわけですよ。議員が自分を縛っているものはずそうとしているわけですよ。だから、議員にとっては困るものだけど、住民にとってはね、十分かどうかはあるけれども、役に立っているわけですよ。見る立場によって、役に立っているかどうか、邪魔なものかというのは違うんですよ。だから、これはね、役に立っているんですよ、住民の立場から言えば。だから、15人が連名でこれはずそうとしているわけでしょう。役に立っていないのだったら、そのまま置けばいいじゃないですか。役に立っているんですよ。だから必死になってね、住民の、市民の意見を聞かないで、いきなり本会議に出して、採決しようとしているわけですよ。

もう1つ、3番目聞きますよ。抜け道があったら塞げばいいじゃないですか。どういう抜け道があると思われるんですか。それを塞ぐことはできないんですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほども抜け道というお話をさせていただきました。例えば、どこかの会社から言われて何か

をやった、その代償として見返りに金品をいただいたとします。じゃあ、そのいただいたものを、どこどこからいただいた、どこどこから形の上では借金をしたと正直に載せますかということがあります。それについては、当然のことながら、載せないと思いますし、じゃあ、それを調査する権限があるのか、ごさいません。それが制度化できるのか、できるのであれば、国法でも対処しているでしょうし、ほかの自治体でも制度化しておられると思います。私は、それは厳しいと判断しています。ということで、そう判断しております。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 1時08分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

抜け道とか、不正が見つかることがないということで、無駄だというようなお話なんですけど、抜け道が、どういう抜け道があるとお考えなのか。それから、それは塞げばいいじゃないかという質問をしたんですよね。それに対してはね、的確な答弁がないんですよね。重ねて答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほども答弁したとは思いますが、改めてお答えさせていただきます。例えば、不正な働きかけをしてほしいとある会社から頼まれたと、それにかかわって金品の授受があったとします。じゃあ、そのもらった金品を資産報告書に、その該当議員なり、該当する市長等は、それを載せるのでしょうか。私は載せないと思います。だからこそ、そういった事例で摘発された事例がないのだと思います。そういうことをごさいます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その性悪説には同意ができないのですよね。載せてもらうようにするというのが、住民の立場だろうと思います。それにしてもね、抜け道があるから大きい穴を開けてしまえと、廃止して、というのもいただけない。そもそもこれは何かと言うと、刑法をつくろうとしているわけじゃないんですよ、私たちは。政治倫理条例をつくっているんですよ。だから、何でもかんでもね、未然に防いだり、何でもかんでも、見つけて、捜査機関でもないわけだから、そういうことが生じたときは、刑法があるわけですから、そちらにお願いするわけですよ。だから、抜け道があるからね、というのは、政倫条例との関係でいくとね、そのルールを廃止しようという理由にはならないでしょう。なりますか。さっき不正が見つからないということについてはね、ことをもって、効果がないということと、また違うんですよ。不正があってないんだったら、見つからないでしょう。あっても、見つからないことだってあるわけですよ。でも、この資産報告制度があるために抑制したり、住民の運動や監視と結びついて抑制したりすることができるわけです。だから、無駄かどうかとかいうのは市民が判断することで、くどいけど、ルールに縛られている立場の人間がもうやめたというのはいただけない。ここのところは理解していただけないかね。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今のお話にありましたように、調査権限がないのもそのとおりであります。だからこそ、これが形骸化しているということも含めまして、全国で、資産公開という制度をとっている市がわずか43市にとどまるのは、そういったことを勘案してのことだと考えます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

資産報告制度がなかなかいかないのは、監視される側が抵抗するからです、嫌だから。その勢力が条例をつくったり、やめたりすることができるわけだから、嫌ですよ。だから、無駄だからだとか、無駄だからつくっていないとか、そういうことじゃないんですよ。今ね、ずっと提出者が廃止をする3つの理由をおっしゃったと思ったので、3つ聞いてきました。いずれにしてもね、廃止の理由が見つからないんですね、私からすれば。市民の方もよくわからないと思います。それで、江口議員はご承知だと思いますけど、政倫条例の骨格というのは、3つありますよね。政治倫理基準があります。請負契約や業務委託、指定管理者の指定の制限、これが1です。2つ目の柱が資産公開なんですよ。3番目の柱が問責権限と言ったり、懲罰規定と言ったりすることがあります。これ、私が今思いついて言っているのではなくて、旧飯塚の政倫条例の基本点がここにあるんですよ。1986年2月24日の政治倫理条例特別委員会、当時、幸崎好宏議員が委員長ですけども、報告している。これに対して社民党代表と共産党の代表が討論をしていますよ。この中で、社民党の討論は、「このような意味で、資産報告や、それを審査する政治倫理審査会の設置と、資産報告に対する市民の調査請求権、また、贈収賄の第一審有罪判決後における説明会等は、みずからの高潔性を実証しなければならない市長等及び議員にとって、はじめて公的機関が設けられると同時に、法的責任より、より高度の政治的判断を市民が追及できる内容になっている」と、市民の財産なのです、この規定は。しかも共産党の代表は、この懲罰規定の存在について、その重要性を強調しているわけです。この3つの柱が、資産公開廃止によって、後退しないという答弁でしたけれども、崩壊してしまうのではないですか。この3つはリンクしているわけです。真ん中の資産報告制度をとってしまったらね、崩壊しないですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今のお話では、制定当初から、制定当初の柱として資産公開制度、そして政治倫理基準として問責制度というお話がございました。私の理解によりますと、政治倫理基準ができたのは平成12年以降でございます。当初は、これはありませんでした。資産公開制度とそれに関する審査会、それと問責制度であったかと思えます。私どもは、今回、資産公開制度につきましては、確かに廃止をさせていただきます。ただし、言われる柱の1つ、問責制度、この部分に関しましては、先ほど同僚議員からの質問に答えましたように第一審有罪判決後であったものを、さらに厳しくするために起訴後まで前倒しをするものであります。そういった所要の改正を行っており、このことによって政治倫理制度自体が崩壊するとは思っていません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それは、やっぱり資産報告制度の重要性について理解がないんですよ。だからね、1の柱、3の柱、リンクしていますよと言っても、よくわかっていただけないのだなと思います。住民の財産なのです、これは、この資産報告制度は。住民のために存在しているわけです。住民がこれ

によって、公職にあるものを監視するわけですよ、チェックするわけですよ。そのためのものから。それで、提出者は、この3本柱では成り立たないということも理解されていると思いますけれども、3つの角度がいろいろありますね。1つは、住民の調査請求権というのがいろいろありますね。これはおっしゃった。言われたでしょう。2つ目が、政治倫理審査会の存在ですね。これは、恒常組織だったのを、市長が必要と認めたときに設置するということになるわけですね。それから、住民の説明会開催請求権、こういう3つのことがないと、この3本柱は機能しないわけです。これらもね、こういう改善をします、こういう充実をしますとおっしゃったのだけれども、この3本柱のど真ん中の資産報告制度がなくなったら、1番の柱も3番の柱も倒れていくし、充実するという3つの機能も崩壊する。そういう性質のものを、自分の持ち物でもないのに、市議会が廃止してよいのかという、そこが問われていると思うのだけれど、そのようにお考えになりませんか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

私自身は資産報告制度がないと、この制度が保てないとは考えておりません。以上であります。（「議事運営について」と発言する者あり）

○議長（鯉川信二）

27番 森山元昭議員。

○27番（森山元昭）

先ほどから、お聞きしていますと、だいたい出尽くして、キャッチボールですよ、はっきり言ったら。だから、もうちょっと皆さん、後ろもいらっしゃる、判断もずっとされていると思いますので――

（傍聴席で発言する者あり）

議長、もう少し川上さんにしろ、江口さんにしろ、話をまとめていただいて、進行していただきたい。同じことばかりキャッチボールしている。ひとつ審議、よろしくお願いします。

○議長（鯉川信二）

傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。

7番 川上議員、同様の質問、答弁が繰り返されておりますので、いま議事進行について出ましたけれども、まとめていただきますようによろしくお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

賛同者からの議事進行というふうを受けとめておきたいと思うんですけども、その賛同者が14人にとどまっているのはなぜですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それぞれは、それぞれの議員の判断であるということです。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

住民全体にかかわり、そして市議会議員全員に、全体にかかわることについて、提出者が個々に相談したということでしたけれども、そういうメンバーだけで話し合っ、提出するやり方、これは政倫条例の取り扱いについてね、ふさわしいというお考えですか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この議案、確かに大切なものであるからこそ、慎重に取り扱いをさせていただきました。乱暴

なやり方をすると、例えば、今朝9時に、この条例を議長のほうに提案するというのもできたわけです。ですが、きちんと事前に、昨日させていただきました。そしてまた、賛同いただけなかった会派の方々につきましても、賛同いただけなかった方々につきましても、川上議員のところにも、共産党さんにも、月曜の段階で、私どもは、こういったことを提案しようと思っていますとお話をさせていただきました。例えばそのときに、私どもも賛同議員に加えさせていただきたいと言われましたら、もちろん喜んで加えたものでございます。そういった意味で、私どもはそんな乱暴なやり方をしたつもりはございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

細かい話をするとなんですけど、きのうの夕方、江口議員と議会図書室で、この問題について話しましたね。私は江口議員の名を惜しんで、あなたが提出者になるのかと、間違っているのではないかということまで言ったわけです。なぜ、賛成者14人そろえたのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

皆様方と協議する中で、それぞれの議員が判断したものであります。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

最終日の前日の夕方に議案を出す。そして、議会の過半数15人をそろえて出すというのは、どういう審議があらうと、我々多数で最終日に可決してしまうぞという議会制民主主義とはまったく相反する思考に基づくものではないかと思うんですね。江口議員は14人の賛成者と話し合っていて、今回については、この条例改正案、撤回するお考え、生まれてきませんか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

十分、皆様方と議論の上、つくり上げた条例案でございます。撤回する考えはございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この際、決議案についてもお尋ねしますけれども、決議案を読むと、先ほど江口議員が答弁された幾つかの問題が書き込んであります。この決議案は、いま私が指摘しました住民の財産である市長、議長を監視するのに最も重要な資産報告制度をみずから廃止し、その代わりにこの美辞麗句を決議案に盛り込んで、取り繕おうとしている、そういうものではないかと思いますが、この指摘については、どう答えますか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

全くそのようなことはございません。改めて政治倫理基準を自覚するためにも、ここで決議をすること、そしてあわせて、不正な働きかけを防ぐための制度創設を求めるものであり、必要な決議だと思って提案させていただいております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

この決議案をこのとおりに本気でやろうとすれば、1つ足りないものがあるでしょう。もう明らかですよ。足りないものがあるんですよ。資産報告制度です。あなたが、提出者がやりたいと言っているものを本当に保障しようとするならば、みずからがいま放棄しようとしている、廃止しようとしている資産報告制度、これを理由にもならないような3つの理由を挙げてね、廃止するのではなくて、充実する、これが結論に入るべきですよ。この決意をやろうとすれば。そうお考えになりませんか。気がつきませんか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど来お答えしておりますが、私どもは資産公開制度については、もう十分にその役目を果たしたと思っています。ですので、今回については削るという決断をさせていただきました。休憩前もお話したかと思いますが、資産報告制度を残すのは簡単であります。ある意味、私どもも批判を、今回のような議論をする必要もない、ある意味、そちらのほうが楽な道であります。しかしながら、制度としてきちんと成り立つ、制度として形骸化しているものを残すことは、私はすべきではないと思っています。それを正しい形に持っていくのが議会の仕事だと思っておりますし、そういった意味で、私どもはこのような形で提案をさせていただいております。それぞれが、どのように考えるかは、しっかり議論をお聞きになられた各議員が判断されるものと思っています。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

大変驚く答弁が随分ありました。私は質問の最後に、このような条例が、このような形で上程されて、わずか数時間のうちに飯塚市議会で採決に持っていかれるというようなことが絶対にあってはならないと。そのためには、提出者がこの条例改正案とともに決議案を、この際、一たん撤回するという事しか飯塚市の名誉を救う道はないと思うわけです。ぜひ、江口議員、撤回してもらいたいと思っておりますけども、決議案を含めて、重ねて答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

先ほど条例については撤回する考えがないというお話をさせていただきました。決議案についても同様であります。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑はありませんか。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

もう質疑がたくさん出ていますので、ダブったような質疑も考えていたんですけど。3点ほどですね、ちょっと江口議員にお聞きしたいと思います。まず、よく、ザル法、ザル法というお話をされておりますけど、これは本当にザル法だったのかですね、私はまったくそのザル法として機能していないというふうには、実は思っていないわけですね。どういうことかと言いますと、資産報告をします。その折に、やっぱりあの疑義が出てきたりしているわけですよ。それに対しての説明もきちんと求められますし、やっぱりおかしい報告をしていたら、それに対しての訂正も求められます。私どもはやっぱり資産報告をする場合には、それなりですね、記載条項と言いますか、緊張感を持って資産報告はしているわけですよ。そういったものが審査をされる。これは、この条例というのは、やっぱり市民の方々も一緒になってできた条例なんです。今回、この条例を廃止するためにですね、先ほどから言われていますけど、この本会議一発でというようなことについて、私は大変懸念をしております。

それと、まとめて質問をさせていただきますけど、この決議、決議についてはですね、この政治倫理条例と資産報告とはセットでないといかんと。もともとこれはセットのものなんだと思うんですよ。改めて、ここに決議するとありますが、どうしていま改めてなのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

2点あったかと思います。まず1点目は、ザル法ではないかという指摘、私の言及についてでございます。確かに言われたように、私も含めて、議員は緊張感を持って、議員ないし市長等は緊張感を持って提出をしております。それに対して訂正等々があったのは間違いのないところあります。それはそのとおりであるかと思いますが、ザル法というのは、その調査権限がない、もしくは、例えば資産隠しがあっても調査権限がない、そういった意味ではザル法という指摘をさせていただきます。

もう1点の決議に関して、資産報告と政治倫理基準がセットであるべきだというお話がございました。私どもに関しましては、先ほど来説明しておりますように、資産報告については役目を果たしたというふうな判断をしておりますので、当然、条例から削りましたし、条例から削る以上、当然のことながら決議のほうには入っていないものでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

この決議案についてはですね、私は議員の誰もがやっぱり議会活動する上での精神であってね、魂であろうというように思いますよ。これをやっぱり政治倫理の1つの自分の理念として持ち続けて、皆さんも今まで議会活動をやられてきたのだというふうに思います。これで改めてという表現というのに、ちょっとですね、疑問を持たざるを得ないというところですね。

それと、5条のですね、「市民は政治倫理規準に違反する疑いがあると認められる」というふうにあります。疑いがあるというのは非常に茫洋とした表現で、この疑いがあるということはですね、今までもあったはずなんですね。あったのであれば、そういった問題が提起されていよかつたというふうに思うんですけど、今回のこの改正については、疑いがあるというふうに、ここまで強調されておりますが、これはどこが、誰が、疑いを提起するのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この調査請求権の部分に関しましては、旧条例では第10条でございます。旧条例の第10条では、「市民は政治倫理基準に違反する疑いがあるとき、または資産報告書に疑義があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。」この規定から、資産報告に関するものを削っただけでございます。ですので、資産報告に関しては削っておりますが、特段この分に関していじっているものではないです。

もう1つ、誰が誰に請求するのかというお話ございました。第5条に書いておりますように、市民が市長等に関するものは市長に請求します。市民が議員に関するものに関しては議長に、それぞれきちんと調べていただきたいということを、例えばその疑いに関する資料を添えて請求するというところでございます。

○議長（鯉川信二）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

討論的なことはもう言うてくれるなということですから、市民が、ということですけど、本当

にそれが機能するののかというほうがむしろ心配であって、やっぱり資産報告を今までしてきましたけど、これに対してやっぱり虚偽の申告があっただけというようにわかるのは、この資産報告を提出するからであってですね、そういったことでは、この市民がというのがどこまで機能するというのが非常に不明瞭、茫洋とした感じでしか受けとめられないですね。結構です、答弁は。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

議題中、「議員提出議案第16号」について討論を許します。討論はありませんか。11番 守光博正議員。

○11番（守光博正）

「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に対し反対の立場から討論をさせていただきます。

飯塚市の政治倫理条例は、旧飯塚市時代の1986年に全国の自治体で7番目に制定され、その後、合併に伴い新たに平成20年1月1日に施行され、これまでの間、市長及び議員等の資産報告を審査してきました。確かにその間に市長及び議員各位に大きな問題等もなく、資産報告の市民対象の閲覧数に関しても毎回1名ほどであり、また、改正後の中身については以前にも増してかなり厳しいものになっており、提出者の言われることには一定の理解をいたしますが、しかしながら、これまであったものをなくすということは、1歩後退する感があることから、公明党市議団としては、「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」には反対をさせていただきます。

以上で、討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議員提出議案第16号、飯塚市政治倫理条例（平成19年飯塚市条例第45号）の一部を次のように改正するという議案について、反対の立場で討論します。

この議案については、最大のポイントは資産報告の制度を乱暴に投げ捨てようとしている、するところにあります。そもそも資産報告を義務づけられている議員が、住民によって義務づけられている議員が、みずからを縛るものを、それを排除しようとする、この考え方そのものが異常であります。しかも、質疑の過程で明らかになったように、昨日の午後、議案提出。そして本日、議会運営委員会でも特別委員会の設置、付託、参考人招致など市民や専門家の意見を聞くなどする継続審査、これを拒否して、提出者を含めて15人賛同者を揃えたというところで、本日中午に採決してしまおうというこのやり方そのものに非常に危惧を覚えるものであります。多数が議会制民主主義でしょうか。こういうやり方が民主主義とどれだけ反しているか明らかではないでしょうか。しかも、提出者は市民の意見を、この議案をまとめて、聞いたことがないと堂々と言う状況です。しかもみずからが代表するといった14人の賛成者についても、市民の意見を聞いたかどうかわからない。本当にこういう状況の中で採決してよいのか。資産報告を廃止する理由、市民が聞いて驚かれるのではないのでしょうか。

第1に挙げたのが、経費が無駄というわけです。議会事務局がと言って、209万円と言いました。私は209万円、いいではないかと思うのですよ。経費は削減するに越したことはありません、無駄は。しかし、これ無駄でしょうか。209万円が無駄ですか。しかもよく考えてみると、209万円ではないのです。政治倫理審査委員にお渡しする報酬42万円じゃないですか。このことも提出者は隠しているわけです。

さらに2つ目の理由は、閲覧する人が少ないからだと言われます。閲覧する人が、ここまで来て閲覧する人が少なかったら悪いですか。議員に、あるいは市長部局の幹部に資産報告を出させるのは、住民が獲得した権利なのです。それをどのような形で見、見ない。これは住民の判断じゃないですか。せつかく自分たちが出したのを見てくれないというのだったら、見てくれと持って行けばいいじゃないですか。監視される側が、監視が効いてないからこの制度を廃止しますよと、こんなことは通用しません。

3つ目は、抜け道があるからだと言われるわけですね。通ったことがあるのですか。誰もいないでしょう。抜け道、その抜け道はね、政治倫理条例の抜け道はどこにつながっていると思いますか。刑法につながっていくのですよ。だから、政倫条例で、これ倫理条例だから、果たすべき役割はあります。しかし、その抜け道を通して行っている勢力は、刑法で抑えられることになるわけですよ。何が心配ですか。もっと重要なのは、この資産報告に基づいて住民の監視がきちんと効くということじゃないですか。必要があれば、捜査機関も見ることができるのですよ。検察庁も見ることができるし、警察も見ることができるわけです。それを住民の目からも、捜査機関の目からも逃れるということになるのではないですか、資産報告制度を廃止したら。いま私が申し上げたことは、にもかかわらず、政治倫理条例、充実に資することができる、あるいは後退しないという答弁がありましたけれども、これは率直に言って議員の思い上がり、そういうそしりを市民から受けることになると思います。

政治倫理条例は、先ほども質疑の折に言いました3つの柱と3つの機関、権限によって成り立っています。そう思わないという答弁でしたけれども。その中で資産報告制度を廃止するというのは、この政治倫理全体を台無しにしかねない、そういう問題であること指摘しておきたいと思います。また、議員のためにあえて言えば、この乱暴な議案を採決することになれば、飯塚市議会は名誉を失うことになると思います。これまで培ってきた役割が飯塚市議会あると思うのです。誇りもあると思います。そこを考えていただきたい。このことを訴えて反対討論とします。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

私は、「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論をいたします。

この改正案の中で、資産公開を廃止する以外の点については、皆さん異論がないようですので、この部分についてのみ、私の考えを述べさせていただきます。私が賛成する大きな理由は、費用対効果であります。この費用にはもちろん人件費も含めるべきだと考えておりますので、年間209万円。平成23年度から5年間で1045万円であります。この間、閲覧をしていただいた方は5年間で4名。マスコミの方を含めてということですので、一般市民の方はほとんどいらっしゃらないのではないかと考えています。このような状況でありますので、資産公開に対する市民の興味、意識は大変薄いのではないかと判断をいたしました。今議会の一般質問や通常の委員会の中でも、多くの議員から市政に対する多くの要望がありました。年間200万円以上の予算があれば、買い物に困ってらっしゃる地域に1台車を出すことができるのではないかと。また、200万円以上あれば、いくつの学校の教室にエアコンを設置できるのではないかと私は考えます。各議員で見解が異なるのは当然かもしれませんが、私はこの200万という予算を持ってもっとほかの施策で活用していただきたいという見解、認識でございますので、当議案には賛成するものであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議員提出議案第17号」について、討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

議員提出議案、このように書いています。「われわれ飯塚市議会議員は、市民の信託に応え、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることがないよう、政治倫理の確立に努めてきた。このたびの政治倫理条例の改正に伴い、われわれは、市民の期待に応え、良心と責任ある活動を行う決意を表明するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守することを改めて決意する。1、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。2、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。3、市及び関連法人が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。4、市及び関連法人の職員等の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。5、市及び関連法人の職員の採用、昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。6、政治活動に関して、企業、労働組合等の団体（政治団体を除く。）から寄附を受けないこと。また、この政治倫理基準に違反して、市職員等に働きかけを行い、職員に公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度を早急に創設するよう市長に強く要望する。以上、決議する。」となっています。しかし、この1から6までの行為、なぜ起こるのでしょうか。中心的には、資産形成のために行うのではないですか。不正な利益を獲得するために、この1から6の行為というのが行われるわけです。ですから、これをしてはいけません。これもだめですよ、だけではだめですね。先ほども申し上げましたように資産報告義務づけを、提出者が言われるような弱点があるのであれば、充実強化して、はじめて、この決議案に書いているような行為が起らない、その保障となるのではないですか。その保障というのは、権限、根源は住民の監視の力で。資産報告制度、この決議案の中に盛り込んでこそ、はじめてこの決議案の意味が生じるのにもかかわらず、これが入っておりません、廃止するというわけですから。私は、この美辞麗句の影に、資産報告廃止を取り繕うという意図があると指摘して反対討論とします。

○議長 (鯉川信二)

ほかに討論はありませんか。12番 田中裕二議員。

○12番 (田中裕二)

「議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議案」について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私ども公明党は、先ほどの「議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」について反対をいたしました。その理由につきましては、先ほど討論で述べましたように、資産報告を廃止するという、1歩後退することについては賛成できないという理由からでございます。しかし、議員提出議案第16号が賛成可決された以上、私たち議員は、決議案にあるように、市民の期待に応え、良心と責任ある行動を行うなど、政治倫理基準を遵守することは当然であります。そのようなことから、「議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議案」については賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長 (鯉川信二)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「報告第28号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長(永岡秀作)

議案書の110ページをお願いいたします。報告第28号、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてご報告をいたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。同条第2項の規定により報告をするものでございます。

本件事故は、平成27年8月24日、月曜日、午前9時15分ごろ、環境センター職員が、し尿収集作業終了後、後退で駐車場に入り、発進しようとしたところ、ハンドルを切りすぎたことにより、相手方車両の左後部を損傷させたものでございます。なお、市側・相手方ともに、人身傷害はございませんでした。また、この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、損傷した相手方車両の修繕料10万4145円を相手方に支払うものでございます。

今回の事故については、車両の後方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因でありますことから、今後、このような事故が起らないよう、車両の運転につきましては、周囲の安全を十分に確認するよう、当該職員に対し強く指導いたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごとに安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第29号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(白土信靖)

報告第29号、専決処分の報告について、ご報告いたします。

この報告は、平成27年9月28日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の112ページをお願いいたします。本件事故は、平成27年7月10日、午後3時5分ごろ、土木管理課職員が飯塚市幸袋地内民間駐車場奥の里道敷の伐採作業後、同駐車場内において公用車を移動し、後進にて駐車しようとした際、後方の駐車場フェンスに公用車を接触させフェンスを損傷させたものでございます。なお、公用車及び運転手には損傷はありませんでした。事故によります市の過失は100%であり、損害賠償額は修理費2万2248円となっております。

職員の運転に際しては、日ごろより安全運転に対する指導を行っているところでありますが、今後さらなる指導、注意喚起を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第30号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。

○穂波支所経済建設課長（松岡聖二）

議案書の114ページをお願いいたします。「報告第30号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」についてご報告いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

事故の概要につきましてご説明いたします。平成27年9月28日、午前10時30分ごろ、穂波支所経済建設課職員が、市道椿・平恒線で除草作業中、刈払機の刃で小石を跳ね、市道を走行していた相手方車両の左前方部ドアガラスを損傷させたものでございます。なお、人身傷害はありません。

本件事故につきましては、市の過失割合を100%とし、市が相手方に修理費用として損害賠償額3万8千円を支払うことで、平成27年10月25日に示談が成立しております。

また、事故原因といたしましては、職員の安全管理等への対応が十分でなかったことによるもので、事故を起こしました職員に対し厳しく注意するとともに、他の職員に対しましても「危機管理意識」と「細心の注意」を持って業務にあたるよう朝礼等での指導をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。7番 川上直喜議員。24番 道祖 満議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成27年第7回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 2時14分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 森田雪

環境対策課長 永岡秀作

土木管理課長 白土信靖

徳波支所経済建設課長 松岡聖二

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番

